

内閣府、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第三号
経済産業省、国土交通省、環境省

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十三項の規定に基づき、生産工程効率化等設備に関する命令を次のように定める。

令和三年七月三十日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

生産工程効率化等設備に関する命令

- 1 産業競争力強化法（以下「法」という。）第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備は、事業者の実施するエネルギー利用環境負荷低減事業適応（法第二十一条の十三第二項第三号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応をいう。以下同じ。）に資する設備（機械若しくは装置、器具若しくは備品、建物附属設備若しくは構築物又はこれらを組み合わせたものをいう。以下同じ。）のうち、当該設備が導入される事業所における付加価値の創出に伴って生じる環境への負荷の程度を低減させるものであり、次項で定める方法により算出される指標（以下「炭素生産性」という。）を向上させるために必要不可欠な設備（発電の用に供する設備（当該設備と併せて設置される架台、蓄電装置、制御装置その他の当該設備に附属する装置を含む。以下「発電設備等」という。）であって、エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施時期のうち当該発電設備等により発電される電気の販売を行うことが見込まれる期間において、当該発電設備等により発電されることが見込まれる電気の量のうち販売を行うことが見込まれる電気の量の占める割合が二分の一を超えるものを除く。）であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる式により算出された数値が一〇一以上となるものとする。

一 設備の導入前における事業所の炭素生産性の数値が存在する場合

設備の導入後における事業所の炭素生産性÷設備の導入前における事業所の炭素生産性×100

二 設備の導入前における事業所の炭素生産性の数値が存在しない場合

設備の導入後における事業所の炭素生産性÷設備の導入前における事業者全体の炭素生産性×100

2 前項の炭素生産性は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる式により計算する。

一 設備の導入後における事業所の炭素生産性

設備を導入する事業所の導入後の付加価値額÷設備を導入する事業所の導入後のエネルギー起源二酸

炭素排出量

二 設備の導入前における事業所の炭素生産性

設備を導入する事業所の導入前の付加価値額÷設備を導入する事業所の導入前のエネルギー起源二酸

炭素排出量

三 設備の導入前における事業者全体の炭素生産性

設備の導入前における事業者全体の付加価値額÷設備の導入前における事業者全体のエネルギー起源

二酸化炭素排出量

3 前項各号の式中の付加価値額は、次に掲げる式により計算する。ただし、「営業利益」とあるのは、「売上総利益」と読み替えて適用することができるものとし、これに加えて業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。

$$\text{営業利益} + \text{入弁費} + \text{減価償却費}$$

4 第二項各号の式中のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。ただし、業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。

なお、当該数値の算定に当たっては、他人から供給される電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定に用いる電気の排出係数については、小売電気事業者ごとの調整後排出係数を用いることができるものとし、無効化した国内認証排出削減量（他者へ移転した量を差し引いたもの）又は海外認証排出削減量を当該数値から差し引くことができるものとする。

一 事業所のエネルギー起源二酸化炭素排出量 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号。次号において「省エネ法施行規則」という。）様式第9指定―第

10表1の「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」として同表備考1の規定により計算される
数値

二 事業者全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量 省エネ法施行規則様式第9特定―第12表1の「事業者全体」における「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」として同表備考3及び備考4の規定により計算される数値

5 第一項第二号及び第二項第三号において「事業者全体」とあるのは、「設備を導入する事業所で営む事業と同種の事業を営む事業所全体」と読み替えて適用することができる。ただし、業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。

附 則

この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。